

第四十三号

徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例及び徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例の一部改正について

徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例及び徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例及び徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第一条 徳島県立大鳴門橋架橋記念館の設置及び管理に関する条例(昭和五十九年徳島県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一の備考及び別表第二の備考中「の見重」の下に「及びこれに準ずる者」を、「の生徒」の下に「並びにこれらに準ずる者」を加える。

(徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第二条 徳島県立美馬野外交流の郷の設置及び管理に関する条例(平成十年徳島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表その一の表及びその三の表中「生徒」の下に「並びにこれらに準ずる者」を加える。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

提案理由

学校教育法の一部が改正され、新たな学校の種類として、義務教育学校が設けられたことに鑑み、関係条例について所要の整備を行う必要がある。これが、

この条例案を提出する理由である。